



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1112 生活保護法による指定医療機関の廃止
(福祉保健総務課)
- 1113 生活保護法による医療機関の指定
(")
- 1114 " (")
- 1115 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1116 新道路の供用開始等 (")
- 1117 道路の区域変更 (")
- 1118 新道路の供用開始等 (")
- 1119 道路の位置の指定 (都市政策課)

告 示

和歌山県告示第1112号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 番 号 | 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|-------------|---------|-------------|---------------|
| 橋医 76-14 | 谷内クリニック | 橋本市東家4丁目2-4 | 平成 19.7.31 |

和歌山県告示第1113号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 番 号 | 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------|---------|-------------|--------------|
| 橋医 91-19 | 谷内クリニック | 橋本市東家4丁目2-4 | 平成 19.8.1 |

和歌山県告示第1114号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 番 号 | 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------|----------|-------------|--------------|
| 橋薬 38-19 | ごんべえドリ薬局 | 橋本市清水512-13 | 平成 19.9.1 |

和歌山県告示第1115号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 新田泉佐野岩出線

| 区 間 | 新 旧 の 別 | 敷 地 の 幅 員 | | 延 長 備 考 |
|----------------------------------|---------|-----------|------|---------|
| | | メートル | メートル | |
| 岩出市水栖字村前144番5地先から同市水栖字牛坪62番4地先まで | 旧 | 3.20 } | 7.00 | 115.70 |
| | 新 | 6.00 } | 9.00 | 115.70 |

和歌山県告示第1116号

平成19年和歌山県告示第1115号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年10月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1117号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 新田泉佐野岩出線

| 区 間 | 新 旧 の 別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|---------------------------------------------|------------------|----------------------|-------------|-----|
| 岩出市水栖字牛坪 88番6地先から同 市水栖字牛坪88番 4地先まで | 旧 | 5.10 } 6.60 | 28.70 | |
| 同上 | 新 | 6.20 } 8.10 | 28.70 | |

和歌山県告示第1118号

平成19年和歌山県告示第1117号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年10月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1119号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定 番号 | 指定位置 | 申 請 者 住 所 名 氏 名 | 指 定 年 月 日 | 道 路 | |
|----------|---------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------|-------------|-------------|
| | | | | 幅 員 メートル | 延 長 メートル |
| 2943 | 紀の川市上野 字名草22番1 の一部、22番 12の一部 | 和歌山市新生 町2番5号 東不動産株式 会社 代表取締役 東行男 | 平成 19.9.5 | 6.00 | 114.13 |